

特定事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市南区吉祥院中島町29					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	㈱ワコールホールディングス 代表取締役社長 塚本 能交					
特定事業者の主たる業種	繊維製品製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年4月 ~ 平成22年3月					
基本方針	電力、ガス、ガソリン等の使用量を削減し、CO ₂ 排出量8%削減を目指す。					
推進体制	ISO14001の環境マネジメントシステムを基本に、上記基本方針に基づいた目標を設定し、進捗管理をする。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	全事業所				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日	2001年2月24日				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20~22	全事業所	適正冷暖房の実施と徹底(夏28℃ 冬20℃)			
	20~22	全事業所	冷暖房運転の開始・終了時間の検討、土曜日の対応など			
	20~22	全事業所	設備・機器更新の際に省エネ仕様のものへ切り替え			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	3,079.6 t	2,830.4 t	-8.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	3,079.6 t	2,830.4 t	-8.1 %		
目標設定の考え方	自助努力のできる方策を検討した上で排出権取引などを視野にいれ、目標達成に向けた活動を推進する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	本社ビル(事務所)	二酸化炭素換算 (32,472m ²)	0.0580 t-CO ₂ /m ²	0.0534 t-CO ₂ /m ²	-7.9 %	
	京都ビル(事務所)	二酸化炭素換算 (13,054m ²)	0.0354 t-CO ₂ /m ²	0.0328 t-CO ₂ /m ²	-7.3 %	
	ウイング流通センター北館	二酸化炭素換算 (17,000m ²)	0.0306 t-CO ₂ /m ²	0.0277 t-CO ₂ /m ²	-9.5 %	
	ウイング流通センター南館	二酸化炭素換算 (8,472m ²)	0.0255 t-CO ₂ /m ²	0.0232 t-CO ₂ /m ²	-9.0 %	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位の指標：事業所の延べ床面積(m ²)					
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等	(二酸化炭素換算)			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	市内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
削減量等合計				t		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・京都「びっくり!エコ100選」実行委員会への参画と展示出展 ・京都市ごみ減量会議への参加 					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自社としての基準を設定し、環境配慮商品の開発を推進 ・使用済みインナーウェアの回収・リサイクル(RPF)への取り組み(お客様、従業員対象) 					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(製造品出荷額、延床面積、走行距離等)を記入してください。

注5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。